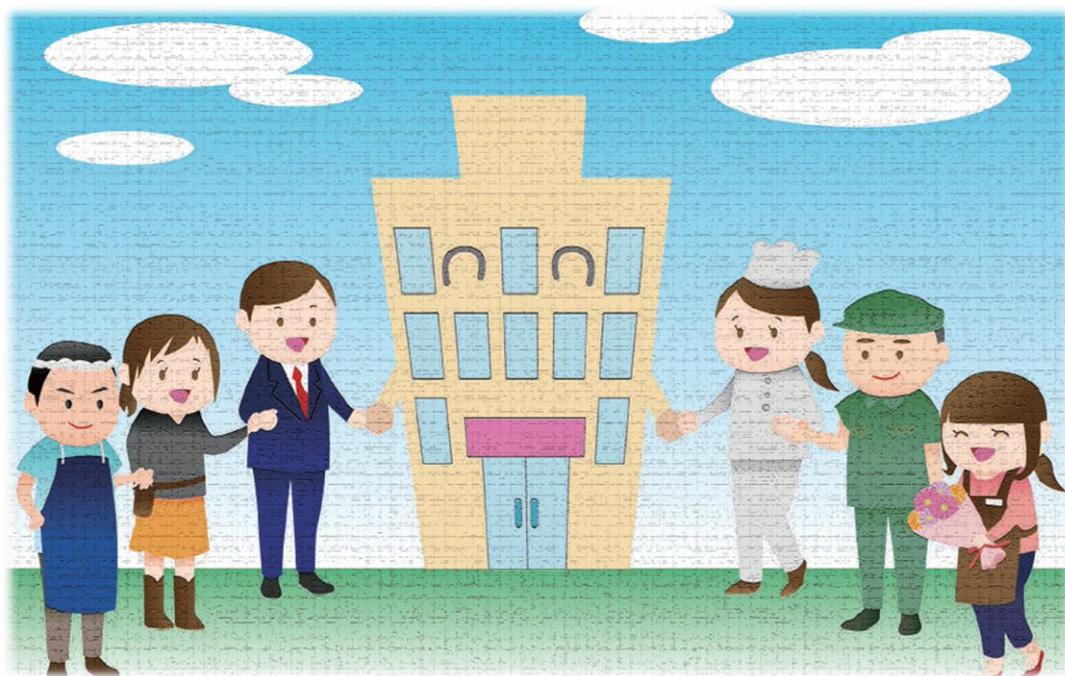

宜野湾市市民協働推進基本指針



平成27年6月

宜 野 湾 市



はじめに

本市では、第三次宜野湾市総合計画において、多様化する市民ニーズに対応するため、市民と共に作り上げていく協働社会システムへの転換を掲げ、これまで自治会や市民団体、企業や教育機関、行政との間で様々な協働による取り組みが行われてきました。

しかしながら、協働についての定義や方向性が不明確なままに進められ、その効果や広がりには限定的な取り組みとなっていました。

そのようななか、本指針は、学識経験者、市民団体等の関係者、公募市民、市職員等からなる「市民協働推進協議会」による議論を踏まえ、本市の協働の基本的な考え方や施策指針を初めて示したものとしています。

本指針が策定されたことにより、本市の市民、自治会、市民団体、企業(事業所)、教育機関、行政などが、お互いの可能性を高めながら協働による取り組みを進めるとともに、協働による取り組みを評価する仕組みを構築し、新たな協働による取り組みの生み出しを図っていきたいと考えております。

そして、協働の事例やノウハウの共有、協働に関する情報の収集と発信、課題解決に向けた取り組みを積み重ね、さらなる協働の充実を図ることによって「誇りと愛着の育まれるまちづくり」の実現に向けて推進していきます。

平成27年6月

宜野湾市長 佐喜眞 淳

目次

はじめに

第1章 協働の基本的な考え方

1. 協働の理念・・・・・・・・・・(協働で目指すまちの姿とは)	1
2. 協働の定義・・・・・・・・・・(協働ってどういうこと)	2
3. 協働の主体・・・・・・・・・・(協働は誰がするの)	2
4. 参加と協働・・・・・・・・・・(参加と協働の違いとは)	3
5. 協働の主体と市民の特徴・・・・(協働の主体と市民に期待されること)	3
6. 協働の原則・・・・・・・・・・(協働する際の原則ってあるの)	5
7. 協働の領域・・・・・・・・・・(協働に相応しい領域とは)	6
8. 協働の形・・・・・・・・・・(協働する際のさまざまな形)	7
9. 協働の進め方・・・・・・・・・・(協働による取り組みを進める4つのプロセス)	8
10. 協働の方法・・・・・・・・・・(協働する方法とは)	9
11. 協働による効果・・・・・・・・・・(協働するとうなります!)	11

第2章 「市民協働によるまちづくり」に向けた現状と課題

1. 市民協働アンケート調査.....	13
(1) アンケート調査の概要	13
(2) 市民の現状と課題.....	13
(3) 自治会の現状と課題.....	18
(4) 団体の現状と課題.....	22
(5) 企業の現状と課題.....	26
(6) 市職員の現状と課題.....	30

第3章 協働推進のための施策指針

1. 施策の推進にあたって	35
2. 取り組むべき4つの指針と施策.....	35
(1) 市民参加の促進	35
(2) 協働の主体の育成・支援.....	36
(3) 協働による取り組みをしやすくするための環境整備	38
(4) 本指針・施策の評価・見直し	39

参考資料	41
------------	----

第1章 協働の基本的な考え方

1. 協働の理念・・・(協働で目指すまちの姿とは)

協働による

「誇りと愛着の育まれるまちづくり」の実現 ～じの～ん宜野湾市だからこそできる、住んで良かったと思えるまちづくり～

私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化社会の到来^{※1}、経済のグローバル化などにより急速に変化しています。このような社会変化に伴い、市民のライフスタイルや価値観も多様化・複雑化し、市民間のつながりも希薄となるなかでは、地域や社会における課題への解決・対応が難しい状況になっています。

宜野湾市には、保育・子育て支援、就学応援、生活保護、一人暮らし高齢世帯の見守り、社会的弱者に向けた支援基盤づくり、防災や災害時支援など、いろいろな人や組織が関わらなければ、解決することができない課題があります。

市民の暮らし(公共)は、これまで主に行政(市役所)が担ってきました。しかし、今後は市民、自治会、市民団体、企業、教育機関、行政などの地域の多様な主体がお互いの持っている能力や特性を活かして、それぞれが市民の暮らし(公共)を支え合い「協働」することにより、多様化・複雑化した地域課題に対して、柔軟できめ細やかな対応が可能となります。

お互いの力を合わせた「協働」の過程を踏まえることにより、地域のコミュニティの力が高まり、世代を超えた新たな結びつきや今後の地域運営に見合った役割と責任を果たしていくことが可能となります。

協働型の地域社会が作られることは、「まちを良くしたい」と考える人が増えたり「自分たちのまちは自分たちでつくる」といった市民の自治意識が芽生えることにも繋がり、宜野湾市だからこそできるといったまちへの誇りが生まれたり、このまちに住んで良かったといったまちへの愛着が生まれ、まちの課題解決力が高まります。

※1 宜野湾市の将来推計人口は2025年頃をピークに減少傾向となり、15歳～65歳の生産人口は減少する一方で、65歳以上の高齢者率は増加し続け、2030年の高齢者率は23.6%(2010年は14.9%)となり、高齢者一人を支える生産人口は2.6人(2010年は4.4人)になる見込みとされる。
(参考資料)・日本の市町村別将来推計人口/平成15(2003)年12月/国立社会保障・人口問題研究所/
・日本の市町村別将来推計人口/平成20(2008)年12月/国立社会保障・人口問題研究所/

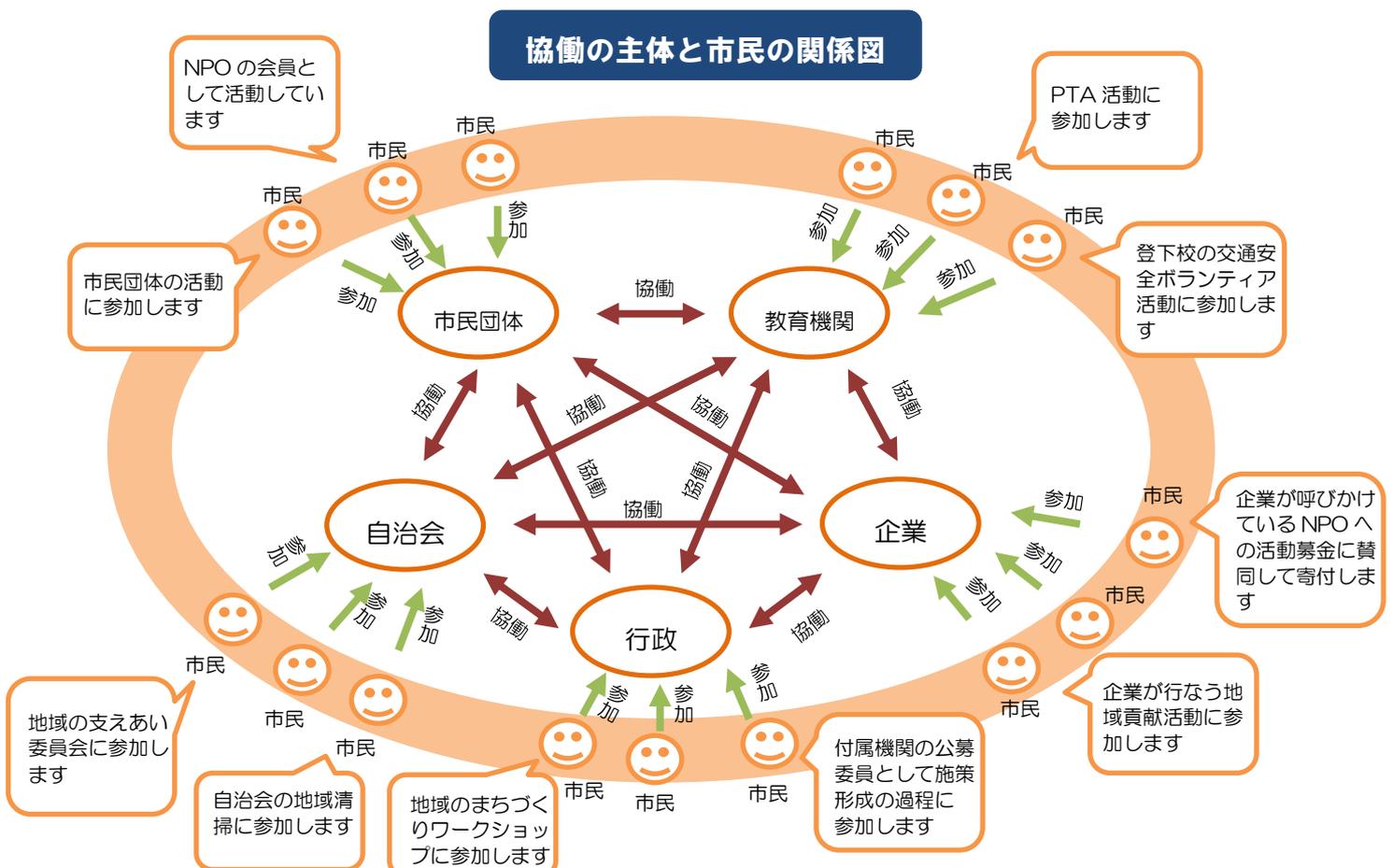
2. 協働の定義・・・(協働ってどういうこと)

協働とは、市民、自治会、NPO、ボランティア団体、市民団体、企業、教育機関、行政などが、地域や社会の課題解決に向けてお互いの持っている良いところや特性を持ち寄り、お互いの可能性を拓けながら一緒に取り組むことです。

3. 協働の主体・・・(協働は誰がするの)

この指針では、協働する主体として次のように位置付けます。協働によるまちづくりは市民一人からでも参加できます。

- (1)自治会 (地縁型活動団体・・・子ども会、老人会、婦人会など)
- (2)市民団体 (目的型活動団体・・・NPO、ボランティア団体、各種市民団体など)
- (3)企業 (事業所など)
- (4)教育機関 (小・中学校、高等学校、専門学校、大学など)
- (5)行政 (市役所)



4. 参加と協働・・・(参加と協働の違いとは)

この指針では、参加とは、市民が地域や社会の課題解決に向けて自分の考えや思いを表明しながら自発的に関わることをいいます。例えば、市民がボランティアや地域活動、行政が行う事業や活動(地域懇談会やまちづくりワークショップ)などへ参加することを指します。協働によるまちづくりに向けた第一歩は、参加することによって市民が地域や社会との関わりを持つことから始まります。

協働は、地域や社会の課題解決のために、市民との関係よりも、より効果の高い組織としての関係を基本に、組織と組織とが対等な立場で、お互いの自主性や主体性を尊重しながら協力して活動することをいいます。

5. 協働の主体と市民の特徴・・・(協働の主体と市民に期待されること)

「協働」によるまちづくりを進めるにあたって、協働の主体や市民のそれぞれの良いところを活かすためにも、お互いの期待される特徴を理解することが重要です。

(1)市民の特徴

「協働」によるまちづくりは市民一人からでも参加できます。そのため、自身がまちづくりの主役であることを理解し、「自分たちでできることを、自分たちでやってみること」から始め、さらには地域活動を行っている組織に属したり積極的に関わっていくことが期待されます。



大謝名ポケットパーク緑化推進事業
【協働のパートナー】
大謝名区民と都市計画課(市)

(2)自治会の特徴(地縁型活動団体)

自治会は地域や社会において、近隣住民間の親睦を深め、様々な課題に対処するなど、地域づくりに寄与してきました。今後も本市との協働のパートナーとして欠かせない存在です。近年では、防犯・防災・地域福祉等に関する地域や社会の課題が増えているため、自治会のような地縁型活動団体との協働は不可欠です。

地域や社会の課題を市民同士が助け合い、解決していくなど、市民による自治の充実に向けた基盤的な役割を果たすことが期待されます。



上大謝名自治会の自主防災組織結成
【協働のパートナー】
上大謝名自治会と市民防災室(市)

(3) 市民団体の特徴(目的型活動団体・NPO、ボランティア団体、各種市民団体など)

本市には、福祉・環境・教育等、様々なテーマを持って活動するNPO・ボランティア団体、各種市民団体が存在しています。これら団体は、社会の変化による新たな課題に対して、自発性・先駆性・専門性・機動性等を持って対応できるため、きめ細やかなサービスを提供できます。

ますます複雑化・多様化する地域課題を迅速に解決するためには、NPO、ボランティア団体、各種市民団体等といった目的型活動団体との協働は不可欠です。

市民団体に対しては、自らの活動が果たす社会的意義を踏まえ、協働によるまちづくりを主体的に推進するとともに、広く市民に活動内容等を紹介し、参加の場や機会を提供することが期待されます。



NPOによる子育て講座の開催
【協働のパートナー】
NPO 私らしいお産を考える会と
男女共同参画支援センター(市)

(4) 企業の特徴 (事業所)

企業は近年、地域社会における企業としての役割と責任を果たすため、社会貢献活動や公益活動に力を入れています。また専門的技術や知識など様々な資源を有していることから、地域課題を迅速に解決するため、企業との協働を一層推進する必要があります。

企業は地域社会を構成する一員として、技術やノウハウ等を活用した事業協力や、人材や施設等の資源の提供など、地域社会に貢献することが期待されます。



災害時対応自販機の設置
【協働のパートナー】
飲料事業者と市民防災室(市)

(5) 教育機関の特徴 (小・中学校、高等学校、専門学校、大学など)

市内には、小・中学校、高等学校や大学施設など様々な教育機関があります。複雑化・多様化する地域課題の解決に当たっては、これら教育機関の有する専門的知識や施設等の資源を活用することが有効です。

また学生によるボランティア活動や地域貢献が地域の活性化に寄与することから、今後教育機関との協働を一層推進していく必要があります。

教育機関においては、地域社会を構成する一員として、専門的知識の活用や学生等の事業協力、人材や施設等の資源の提供など、地域社会に貢献することが期待されます。



ひとり親家庭学習応援ボランティア
【協働のパートナー】
沖縄国際大学学生ボランティアと児童家庭課(市)

(6) 行政の特徴(市役所)

行政は、各主体と連携し、効率的・効果的な行政運営に努め、組織間の連携強化や各主体だけでは解決できない課題の解決に努めます。また、協働によるまちづくりに関する共通ルールや制度、環境整備等に取り組み、協働の事例等について積極的に情報提供し、お互いの意識の高揚を図ります。



市役所業務の様子

6. 協働の原則・・・(協働する際の原則ってあるの)

この原則は、協働の主体が協働する際にお互いの立場を越えて、対等なパートナーシップを築くための重要な原則であり、主なものとして7つの原則があります。

(1) 対等の原則

各主体がそれぞれ対等の関係性を持つことが大切です。上下ではなく、横の関係にあることをお互いに認識し、それぞれの自由な意思に基づき取り組むことが必要です。

(2) 自主性尊重・自立化の原則

各主体がそれぞれの特性や長所が活かせるよう、自主性を尊重するとともに、各主体が自立して活動できるよう協働を進めることが必要です。

(3) 相互理解の原則

各主体がそれぞれの組織の特性や行動原理、立場を理解し合うことが大切です。それぞれの組織に関する情報をわかりやすく提供するとともに、主体同士での十分なコミュニケーションを確保し、相互に高め合う意識が必要です。

(4) 目的共有の原則

協働の取り組みでは、各主体が協働しようとする事業の目的を相互に共有することが必要です。目的を共有することで、それぞれが主体的に取り組むべき役割や一体となって行うべき内容などを明確にすることができ、円滑な取り組みを進めることが可能となります。

(5)公開の原則

協働では、取り組む両者の関係が外からはっきりと見えるように、事業の企画や協働相手の選定の段階から事業実施、事業実施後の評価まで、公開を原則として透明性を確保し、開かれた状態であるよう努めることが必要です。

(6)自己変革の原則

協働することによって、互いの組織を刺激し合い、新たな気づきや振り返りから、これまでとは違った仕事のあり方や役割を見出し、自己変革することができる。

(7)成果共有の原則

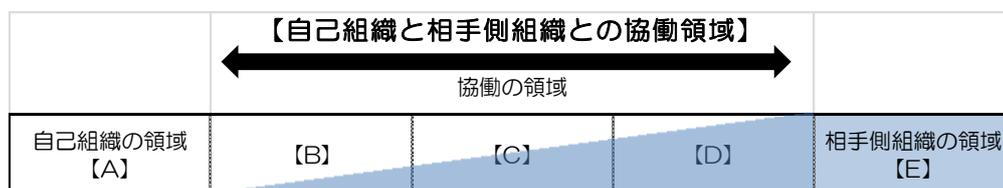
協働することによって、得られた成果については、一方のみが保有することなく、お互いで共有することが原則です。よって協働による取り組みの実施にあたっては、契約書や覚書などを結ぶ際には、その旨を明記することが必要です。

7. 協働の領域・・・(協働に相応しい領域とは)

協働を考える場合、一緒に取り組む協働の領域として、下図のB～Dの領域に着目しがちですが、協働の領域と同時にあるいはそれ以上に重要なのは、協働の領域ではなく、AとEの領域があることです。

それぞれが協働に頼らない独自の活動領域(AとEの領域)があってはじめて「協働」で取り組むことができるのであり、このAとEの領域でそれぞれが「自立した活動」がなければ、協働で取り組むことはできません。

また、協働の領域は社会の変化や時代の流れに応じて変化していくものであるので、取り組む協働の領域がどの位置に相当しているかをお互いで確認する必要があります。



【A】：自己組織が単独で主体的に活動する領域

【B】：自己組織が主体的に活動し、相手側組織が後援、資金・場所の提供などで支援する領域

【C】：自己組織と相手側組織が対等な関係でパートナーシップを組み活動する領域

【D】：相手側組織が主導し、自己組織への参加や協力を求める領域

【E】：相手側組織が単独で責任を持って対応すべき領域

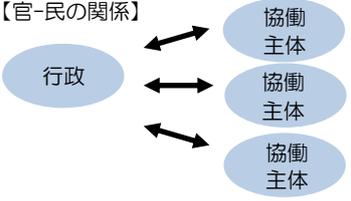
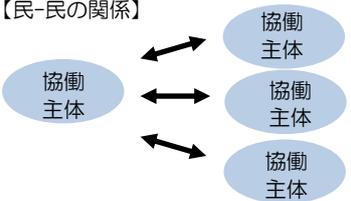
これを協働の主体と行政(宜野湾市役所)との協働の関係性で見ると・・・

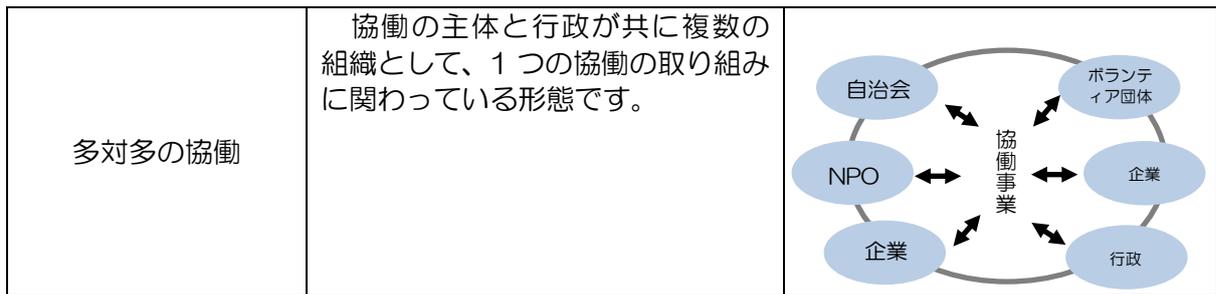
協働の主体が担う領域【A】	【B】	【C】	【D】	宜野湾市役所が担う領域【E】
協働の主体が自発的に責任を持って独自に事業を行う領域	協働の主体が主導して、宜野湾市役所が協力して事業を行う領域	お互いに対等な関係で、相互の特性を活かし、協力・連携しながら事業を行う領域	宜野湾市役所が主導的な役割を担いながら、協働の主体が参加や協力を行う領域	宜野湾市役所の責任と主体性によって独自に事業を行う領域
<ul style="list-style-type: none"> ●自治会の活動 ●地区の行事 ●個人、団体のボランティア活動 ●各種団体の活動 	<ul style="list-style-type: none"> ●補助金を活用した事業(地域づくり助成事業) ●後援 	<ul style="list-style-type: none"> ●イベント企画型実行委員会(はごろも祭り) 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政計画策定への参加(公募による市民委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ●許認可 ●課税

8. 協働の形・・・(協働する際のさまざまな形)

協働で取り組む課題は、広い分野で様々な取り組みとなるので、取り組みを行う組織同士の関係も課題にあわせて柔軟になると考えておくことが重要です。

通常は「1対1」という限られた関係をイメージすることが多いですが、複雑で多岐に渡る課題で、解決に向けて多くの分野での能力や資源が必要となる場合は、「一対多」、あるいは「多対多」という関係となる場合もあります。

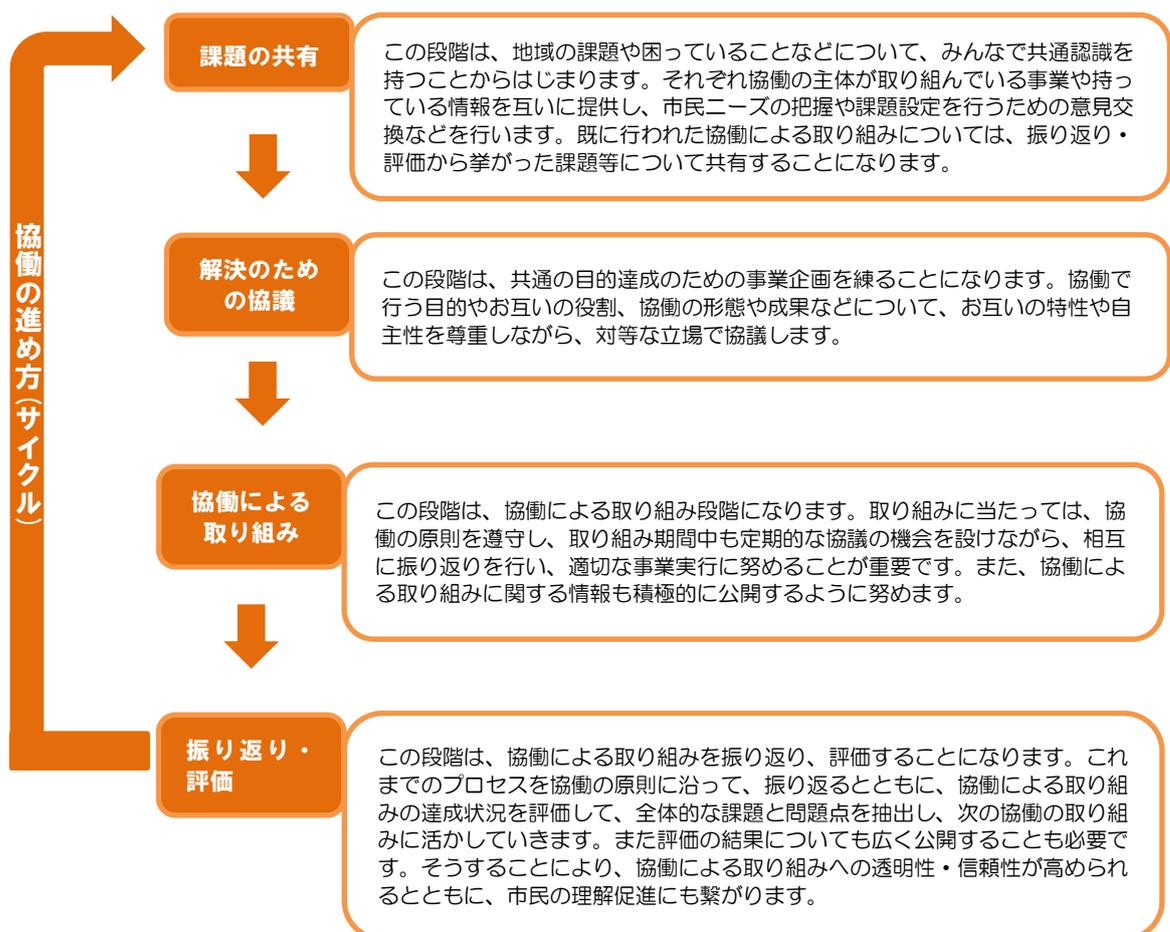
「協働」の形	特徴	イメージ
1対1の協働	協働の主体と行政、又は協働の主体同士が協働する形態であり、標準的な協働の形となります。	<p>【官-民の関係】</p>  <p>-----</p> <p>【民-民の関係】</p> 
1対多の協働	行政と複数の協働の主体、または単独の協働の主体と複数の協働の主体が協働に取り組む場合があります。	<p>【官-民の関係】</p>  <p>-----</p> <p>【民-民の関係】</p> 



※ 参考引用：佐賀市「参加と協働を進める指針」（改訂版）平成26年4月1日
 ※ この指針では、自治会、市民団体、企業、教育機関を総称して「協働」の主体としています。
 （本指針 第1章 3. 協働の主体 P5参照）

9. 協働の進め方・・・（協働による取り組みを進める4つのプロセス）

協働は取り組むことが目的ではなく、どのように進めるかが重要となります。そのため、協働による取り組みを進める際に、それぞれの段階での進め方（プロセス）について確認しながら進めることが大切です。



※ 参考引用：群馬県「NPOと行政との協働に関する指針」平成20年2月
 ：奈良県「奈良県協働推進指針」平成22年3月

10. 協働の方法・・・(協働する方法とは)

協働による取り組みを行う際に、どのような方法があるのかを例示します。

(1) 各施策への参画・提案

協働の主体が、各施策の立案過程や事業の企画段階から参画・提案することにより、それぞれの立場から市民ニーズに適した事業を推進することができます。

ただし、形式的な参画にならないように注意が必要です。

(※青年会議所主催の市民討議会で無作為抽出した市民が市の施策に対して施策提案を行った。など)



市の施策に対して市民目線の提案を取りまとめた市民討議会

【協働のパートナー】
宜野湾青年会議所(JCI)と
市民協働推進課(市)

(2) 委託

協働の主体へ委託することで専門性や柔軟性などそれぞれの特性を活かした、先駆的な取り組みや多様なサービスの提供が可能となります。ただし、対等なパートナーであることや、コスト削減を主たる目的としないことが必要です。

(※専門的知識を持つNPO等に就労支援事業を委託することにより、企業側が求める即戦力の人材育成ができる。など)



NPOによる一人親世帯の就労支援事業

【協働のパートナー】
NPO ゆいまーと
雇用・企業対策室(市)

(3) 共催

2つ以上の組織が主体となり、共同でひとつの事業を行ないます。この場合、それぞれの得意分野を活かした役割分担で、効率的・効果的な事業展開ができます。

(※自治会が議題設定と区民を集め、市が話し合いの進行役となり、地域づくりワークショップを実施した。など)



長田区・社協・市が主体となって共催した地域づくりワークショップ

【協働のパートナー】
長田区と社協と市民協働推進課(市)



写真事例は、民-官の協働の形を示していますが、民-民の協働の形の事例もあり、協働はいろいろな形で取り組まれます。

(本指針第1章 8. 協働の形 P10参照)

(4) 事業協力

「事業協力」は共催以外の形態で、2つ以上の組織が合意のもとに、それぞれが持つ人材や情報、ノウハウ等を提供し合い、協力して事業を行うことです。
 (※災害時において、西海岸のビルの所有者らが、市民の一時避難場所として場所を提供する。など)



津波時の避難ビルの使用協定
 【協働のパートナー】
 西海岸地区のビル所有者と市民防災室(市)

(5) 後援

協働の主体が行なう公益性・公共性の高い事業に対して行政や企業等の後援名義の使用を認めて支援することにより、事業の信頼性が高まり、高い事業効果を生み出すことが期待できます。ただし、事業内容に公益性・公共性があるかなどチェックする必要があります。(※NPO主催の「子育てイベント」に対して、行政が後援を行った。など)

(6) 実行委員会

複数の組織などで構成される「実行委員会」や「協議会」などが主催して事業を行います。それぞれの特性やネットワークを活用して、市民と市が対等な立場で責任を共有した事業の展開ができます。
 (※はごろも祭りや車いすマラソン大会を実行委員会で行う。など)



毎年、実行委員会形式で実施される
 ぎのわん車いすマラソン大会
 【協働のパートナー】
 市社会福祉協議会と民間企業、団体

(7) 補助金・助成金

協働の主体が行なう公益性・公共性の高い事業に対し、行政や企業等が補助金・助成金の支援を行い、活動の推進を行います。
 (※金融機関や民間団体が行っている団体活動助成金、行政が行っている地域づくり助成事業、福祉振興基金事業。など)



市民団体等の事業に対し50万円を上限に事業助成する「地域づくり助成事業」

11. 協働による効果・・・(協働するとうなります！)

(1) まちの魅力 **Up!**

① ちに対する愛着や誇りが育まれます！

協働型の地域社会が作られることにより、宜野湾だからこそできるといったまちへの誇りが生まれ、このまちに住んで良かったといったまちへの愛着が育まれ、市民満足度の高いまちづくりが実現されます。

② 市民が活躍する機会が増えます！

地域の課題に取り組む組織がいろいろな分野や場所で活動することから、これらの活動に参加する機会が増えます。それにより、新たな生きがいづくりを見出し、活躍する機会が増えます。

(2) 地域の課題解決力 **Up!**

① 地域の力を取り戻せます！

行政の力に頼るだけでなく、みんなが地域の課題に気づき・取り組むことにより、地域のために行動する市民も増えてきます。そのような市民が増えることにより、低下していた地域の力が盛り上がり、自治意識が育まれます。

② 市民団体等の組織の力が強くなる！

地域や社会の課題について、異なる主体と共に取り組むことで、お互いの運営基盤を強化することが出来たり、課題を解決する能力を高める機会になります。

(3) 社会的評価・地域好感度 **Up!**

① 市民団体等への社会的評価が高まる！

地域や社会の課題の取り組むことにより、団体に対する市民の理解や評価、認知度が高まり、団体の活動が広がります。

② 企業好感度が高まる！

地域や社会の課題について取り組んでいることを広く社会にアピールすることで、地域に根ざした企業として地域から好感が高まり、新たなビジネスの可能性が生まれます。

(4)人材の能力・意識 **Up!**

① 業社員の質が向上する！

企業社員の地域貢献に対する意識や理解が進み、ボランティア活動が広がるとともに、社員の能力が高まったり、他組織とのネットワークを構築することができます。

②行政職員の意識が変わる！

行政とは異なる組織や考え方に接することで、行政職員の意識改革に繋がるとともに、市民ニーズを的確に把握して、適切な施策を展開することができます。

(5)行政の役割・機能 **Up!**

①行政の役割が変わる！

行政の事業のあり方や組織のあり方、サービスの質的向上などの見直しを行い、地域や社会の課題に対して行政の果たすべき役割や適した体制について考えることができます。

第2章 「市民協働によるまちづくり」に向けた現状と課題

1. 市民協働アンケート調査

(1) アンケート調査の概要

本調査は、平成26年度において、「市民協働のまちづくり」を進めるにあたっての市民協働の理念や方向性を定めた「宜野湾市市民協働推進基本指針」の策定を行うにあたり、市民、自治会、ボランティア、NPO、教育機関(大学等)、企業(事業所)などに対し、地域への「愛着」、地域活動、地域貢献活動の実態や「協働」についての考えなどを把握するために実施した。

(2) 市民の現状と課題

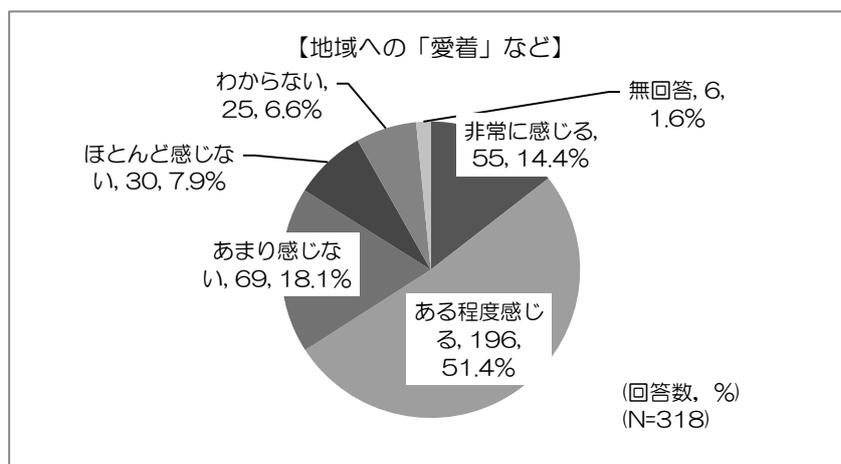
アンケート対象	有効回答数	回収率
市民	381人/1,500人	25.4%

① 住んでいる地域への「愛着」などについて

● 市民の65.8%が地域への「愛着」を感じている

住んでいる地域への「愛着」等についてたずねたところ、「非常に感じる」14.4%と「ある程度感じる」51.4%を併せると全体の半数以上(65.8%)であった。一方で「あまり感じない」18.1%、「ほとんど感じない」7.9%を併せると全体の26%であった。

具体的にどのようなところに「愛着」や「誇り」、「良い点」や「好きなどころ」については、分野別では、「立地環境の良さ」を答える方が最も多く、次いで「生まれ育った・住み慣れた愛着」、「人のやさしさ、つながり」「安心、安全なところ」の順となった。



●最も多いのは、「立地環境が良い点」、次いで「生まれ育った・住み慣れた愛着」

「立地環境の良さ」としては、「海や田芋畑、大学施設、商業施設などが立地している環境」や「北部や南部へのアクセス環境」を挙げており、次いで「生まれ育った・住み慣れた愛着」では、「もともと住んでいるから安心感・落ちつくところ」を挙げていた。「人のやさしさ、つながり」では、「地域公民館を中心とした従来在地縁による結びつき」が挙がる一方で「地域の間人間関係に束縛されずに受け入れてくれる地域性」の意見も挙がった。「安心、安全なところ」では、「防犯パトロールを夕方家の周りでやってくれるので安心感がある」が挙がっていた。

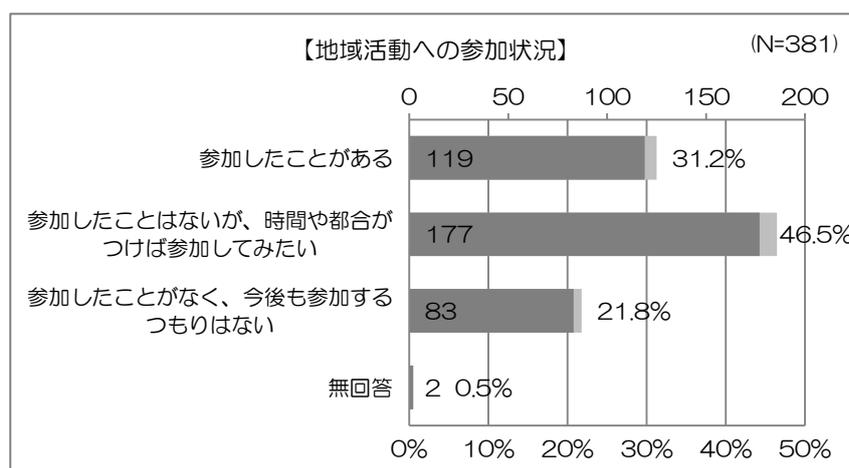
今後、本市の立地環境は、基地跡地利用によって、ますます充実することが予想される。これからのまちづくりでは、立地環境が充実する一方で、地域への愛着を生み出す取り組みや地域に見合った絆やつながりを育む仕組みづくりが必要である。

②地域活動について

●「参加したことはないが、時間や都合がつけば参加したみたい」46.5%

住んでいる地域の「地域活動」をたずねたところ、「非常に盛ん」「ある程度盛ん」を併せると、全体の約半数であった。

「地域活動」に参加したことがあるかについてたずねたところ、「参加したことがある」31.2%、「参加したことはないが、時間や都合がつけば参加したみたい」46.5%であった。今後、これらの潜在的に活動する可能性のある人が参加しやすいような環境づくりを整えることで、「地域活動」参加者拡大につながると思われる。



●イベント的な要素を持つ地域活動への参加が多いが、福祉・子育て支援の分野の活動は参加が少ない。

参加した「地域活動」の分野をたずねたところ、「道路や公園などの地域の清掃活動」が24.5%と最も高く、次いで「地域の伝統行事や祭りやエイサーなどの行事」23.6%、「子

どもの見守りや夜間の見回りなどの防犯活動」16.5%の順であった。

一方、「高齢者世帯の訪問やお世話などの地域の福祉活動」5.1%、「子育て支援活動」5.5%の分野の参加率は低い傾向にあった。イベント的な要素を持つ活動に比べ、福祉分野や子育て支援の活動のような個別的・継続的な取り組みが必要な活動は参加がしにくい状況となっている。

●地域活動から「近所付き合い」や「助け合い」、「地域情報」を得る

「地域活動」に参加して良かった点をたずねたところ、「近所付き合いが広がる」が30.5%と最も高く、次いで「地域の情報を得ることができる」25.9%、「地域の一員であるという自覚ができる」23.0%、「困った時や災害など、いざというときに助け合える」11.9%の順となっている。これらは地域活動に参加することによって得られる最大の効果(メリット)である。今後、「地域活動」へ参加したことのない人に、このような効果(メリット)を伝え、「地域活動」の参加の輪を広げる取り組みが必要である。

●参加したい地域活動は「美化活動」、「清掃活動」、「伝統行事や祭り行事」

「参加したことはないが、時間や都合がつけば参加してみたい」と答えた方を対象に、今後参加したい「地域活動」の分野についてたずねたところ、「まちに緑や花を増やす美化活動」が16.3%と最も高く、次いで「道路や公園などの地域の清掃活動」15.0%、「地域の伝統行事や祭りやエイサーなどの行事」15.0%であった。「地域活動」に参加する第一歩としては、イベント的な要素を持つ分野の活動が入りやすいと考えられる。

●参加しやすい地域イベントの開催と地域活動情報の発信

住んでいる地域の「地域活動」をより活性化するためには、何が必要かとたずねたところ、「みんなが気軽に参加できる地域イベントを開催する」が27.1%と最も高く、次いで「地域の活動状況を積極的にPRする」16.6%、「近所の人とのつながりをつくる」16.0%、「住民一人ひとりが地域への関心を高める」15.3%などであった。今後「地域活動」への参加の裾野を広げるためには、気軽に参加できるような環境づくりを行なう一方、地縁・地域の組織に属していなくても、簡単に地域の活動状況やイベントを知ることができる情報発信の仕組みづくりが必要である。

② 協働について

●「協働」という言葉は、「全く知らない」が55.4%

「協働」という言葉の認知度をたずねたところ、「全く知らない」が55.4%を占めた。「言葉は聞いたことがある」21.3%と併せると、全体の76.7%が「協働」の内容や意味を知っていない。今後、「協働」によるまちづくりを進めていくためには、広報等で分かりやす

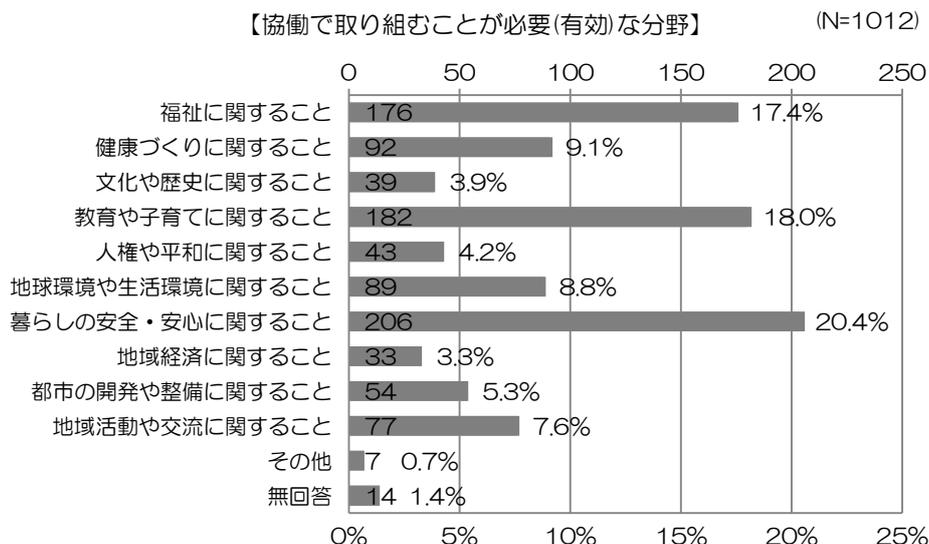
い表現を用いて、概念や用語説明、事例紹介など周知・啓発を進めていくことが必要である。

●「協働」によるまちづくりについては賛同するものの、協働の意味や効果、範囲がわからない

「協働」によるまちづくりについてたずねたところ、「今後、充実していくことが望ましい」が47.2%と最も多く、次いで「協働の意味や効果、範囲がわかりにくので何とも言えない」37.0%であった。「協働」によるまちづくりについては肯定するものの、それ以前に、協働の意味や効果、範囲がわからないので判断できないと読み取ることができる。「協働」によるまちづくりを進めるためには、今後の「協働」の意味や必要性を理解する学習機会の提供や広報などを用いた啓発活動が必要である。

●「協働」が必要な分野は「暮らしの安全・安心」「教育・子育て」「福祉」が上位。

「協働」で取り組むことが必要(有効)な分野についてたずねたところ、「暮らしの安全・安心に関すること」が20.4%と最も多く、次いで「教育や子育てに関すること」18.0%、「福祉に関すること」17.4%などであった。



具体的には「暮らしの安全・安心に関すること」では、「不審者や事件の世の中になり、子どもの安全、安心した暮らしのためのパトロール、見回り」や「地震や津波などの災害時の対応」が挙げられた。「教育や子育てに関すること」では、「経済的理由により塾に通えない子に対する学習支援の環境づくり」や「企業における小中学生向けの職業体験」が挙げられた。「福祉に関すること」では「児童虐待防止、独居高齢者世帯の見回り」や「子育て」が挙げられた。どれも市民生活でニーズの高い分野であるとともに、地域の協力やつながりがなくては解決することができない分野であるので、今後、特に「協働」による活動推進を図る取り組みが必要である。

●市に期待することは「市民ニーズ・地域課題の把握」と「市民が参加しやすい仕組み・きっかけづくり」

「協働」のまちづくりに対して市に期待することについてたずねたところ、「市民ニーズや地域課題の把握」が20.1%、「市の施策やまちづくりに市民が参加しやすい仕組みを作る」18.1%、「まちづくり活動に参加するきっかけづくり」15.4%などであった。「市民ニーズ・地域課題の把握」は当然であるが、「市民が参加しやすい仕組みやきっかけづくり」については、今後、多くの市民が参加できるような、地域の事情に見合った仕組みづくりが必要である。

(3)自治会の現状と課題

アンケート対象	有効回答数	回収率
自治会	14 自治会/23 自治会	60.9%

①自治会への加入状況

●回答のあった自治会の内、12自治会で加入率50%以下。9自治会で減少傾向。

自治会の加入率についてたずねたところ、回答のあった14自治会の内、「30～49%」が9自治会と最も多く、次いで「30%未満」3自治会であった。「90%以上」1自治会、「50～69%」1自治会などであった。

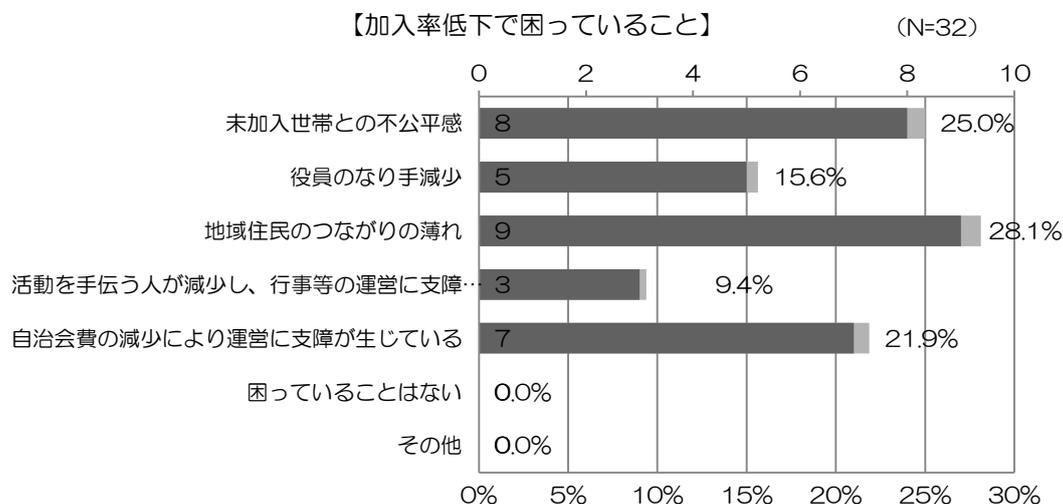
自治会への加入率の増減についてたずねたところ、「かなり減少傾向である」1自治会、「少し減少傾向である」8自治会、「ほぼ変わらない」4自治会であった。「少し増加傾向である」は1自治会であった。

回答のあった自治会の内、12自治会で加入率50%を下回っており、9自治会で加入率が減少している。

●加入率低下により「地域のつながりの薄れ」や「未加入世帯との不公平感」「自治会費の減少」や「人材不足」などの課題

加入率が低下して困っていることについてたずねたところ、「地域住民のつながりの薄れ」9自治会、次いで「未加入世帯との不公平感」8自治会、「自治会費の減少により運営に支障が生じている」7自治会、「役員のなり手」5自治会や「活動を手伝う人が減少し、行事等の運営に支障が生じている」3自治会であった。

今後も自治会加入率を下げさせないよう継続して加入促進の取り組みを行うこととともに、効果的に自治会活動をPRする仕組みが必要である。



③ 自治会の活動状況及び課題

●子どもの見守りから高齢者福祉、環境美化、レク、文化と多方面の分野で幅広い活動を展開

自治会が行っている活動・事業の分野についてたずねたところ、「防犯活動」、「高齢者福祉活動」、「環境美化活動」、「青少年健全育成事業」、「スポーツ、レクリエーション、親睦活動」、「盆踊り、各種お祭り、伝統文化の継承」、「地域内のトラブル対応・処理」などに14自治会、「自治会だより、自治会広報の発行」13自治会、「葬儀手伝い」11自治会など、多方面の分野で幅広い自治会活動・事業が行われている。

今後、積極的に取り組みたい活動についてたずねたところ、美化活動が最も多く、「企業や店舗を巻き込んだクリーン活動」や「県道、市道への美化運動」の他にも「自治会へ加入してよかったと思えるような行事・活動」、「フリーマーケット」も挙げていた。

●11自治会で「住民の高齢化」、9自治会で「特定の人しか運営、行事に関わらない」などの課題

現在の自治会の活動についてたずねたところ、「ある程度活発である」8自治会、「非常に活発である」3自治会であった。一方、「停滞している」2自治会、「少し後退している」1自治会であった。

自治会活動を行っていく上での課題をたずねたところ、「未加入世帯が増加している」、「地域住民が高齢化している」11自治会と最も多く、次いで「地域住民の自治会活動に対する関心が年々低下している」、「特定の人しか運営、行事に関わらない」が9自治会、「自治会活動費が不足している」7自治会であった。

●団塊世代の掘り起しや NPO やボランティア組織、企業や大学の地域貢献活動とつなぐことが求められる

今後、地域住民の高齢化やライフスタイル、価値観の多様化により、自治会においては加入世帯の減少や役員のなり手不足といった課題に向き合わなければならない。今後も継続して自治会活動を行っていくためには、引き続き、会員加入活動を図る一方、団塊世代の地域人材の掘り起しや、地域活動を一緒に担うNPOやボランティア、企業や大学との地域貢献活動などとの連携・協力が必要である。

③「協働」について

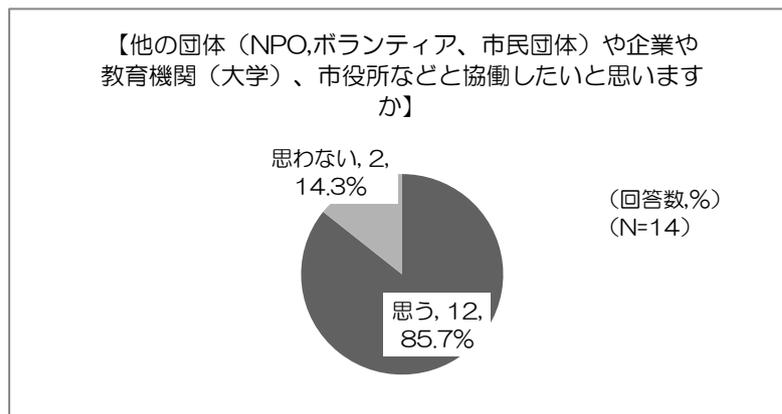
●「協働」という言葉は、「ある程度知っている」「よく知っている」が半数以上

「協働」という言葉の認知度をたずねたところ、「ある程度知っている」が6自治会と最も多く、次いで「よく知っている」2自治会と併せると、回答のあった自治会の半数以上を占めた。一方、「言葉は聞いたことがある」6自治会であった。

今後、「協働」によるまちづくりを進めていくためには、分かりやすい表現を用いて、概念や用語説明、事例紹介など周知・啓発が必要である。

●12自治会が「協働」したい。大学などと地域交流等勉強会を行いたい。

今後の自治会活動をするにあたって、他の団体(NPO、ボランティア、市民団体)や企業や教育機関(大学)、市役所などと協働してみたいかとたずねたところ、「思う」12自治会、「思わない」2自治会であった。



具体的に今後「協働」したい内容をたずねると、「大学等へ出かけての地域交流等勉強会を行いたい。」や「湧水を活用した水道事業を確立することに「協働」を取り組みたい」とあった。今後、地域と大学などがそれぞれの求めているものをマッチングさせる場や制度のほか、それらをコーディネートする人材育成が必要である。

●「協働」によるまちづくりは「今後、充実していくことが望ましい」9自治会

「協働」によるまちづくりについてたずねたところ、「今後、充実していくことが望ましい」が9自治会と最も多かった。「協働の意味や効果、範囲がわかりにくので何とも言えない」3自治会、「協働は必要だが、まちづくりは行政主導で進めることが望ましい」1自治会であった。「市民対象アンケート」結果と同様に「協働」によるまちづくりについては肯定するものの、それ以前に、協働の意味や効果、範囲がわからないので判断できないと読み取ることができる。今後、「協働」によるまちづくりを進めるためには、「協働」の意味や必要性を理解する地域学習会の実施や広報などを用いた啓発活動が必要である。

●「協働」が必要な分野は「福祉」「暮らしの安全・安心」「地域活動・交流」が上位

「協働」により取り組むことが必要(有効)な分野についてたずねたところ、「福祉に関すること」8自治会、次いで「暮らしの安全・安心に関すること」7自治会、「地域活動や交流に関すること」6自治会、「健康づくりに関すること」が5自治会などとなっている。国は今後の地域の福祉政策について、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで

続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指している。そのためには自治会や地域組織とが協働する福祉基盤の構築が必要である。また、東日本大震災を機に地域における防災体制の構築も急がれており、基盤や体制を構築するための団体間の情報交換や交流を促進させる施策が必要である。

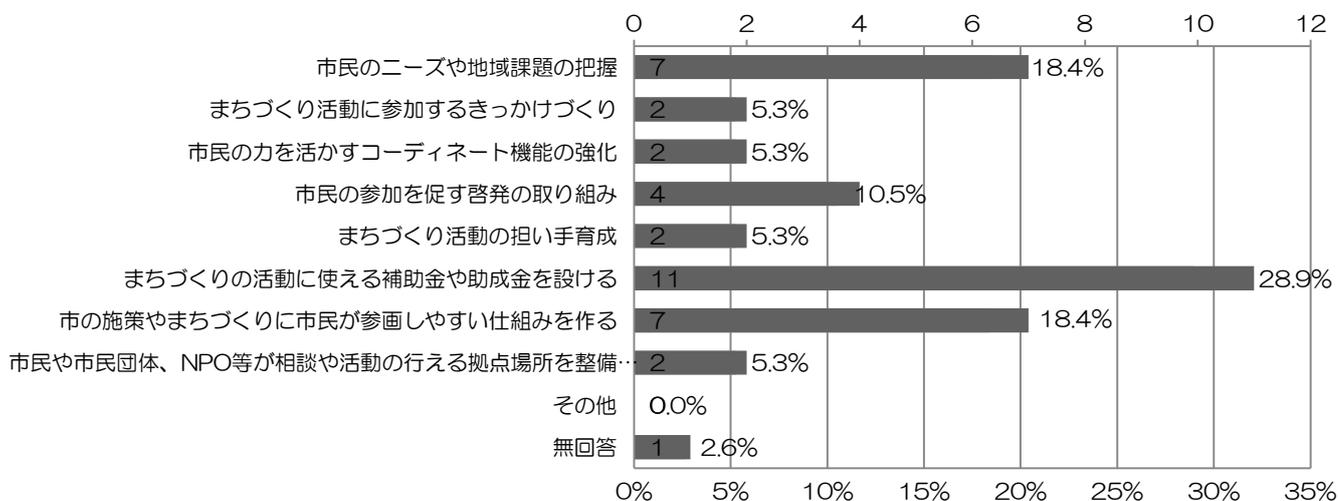
●市に期待するのは「まちづくりの活動に使える補助金や助成金を設ける」

「協働」のまちづくりに対して市に期待することについてたずねたところ、「まちづくりの活動に使える補助金や助成金を設ける」が11自治会と最も多く、次いで「市民のニーズや地域課題の把握」7自治会、「市の施策やまちづくりに市民が参画しやすい仕組みを作る」7自治会などであった。

多様化する市民のニーズや地域課題をすべて市役所が対応することには限界がある。今後は地域力を組み合わせた協働による課題解決やまちづくりを進めるために、地域から自らの課題解決に向けた取り組みを行政と協働して実施できる制度や環境の整備が必要である。

【協働によるまちづくりを進めるために、市に期待することは】

(N=38)



(4) 団体の現状と課題

アンケート対象	有効回答数	回収率
団体 (NPO・ボランティア団体・ 市民団体等)	39 団体/82 団体	47.6%

① 団体の活動状況

●最も多いのは「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」20 団体

●NPO 法に規定する 20 の活動分野の内、19 分野で活動がある

活動分野についてたずねたところ、回答のあった団体の内では、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」20 団体、18.9%と最も多く、次いで、「子どもの健全育成を図る活動」12 団体、11.3%、「まちづくりの推進を図る活動」9 団体、8.5%、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」8 団体、7.5%、「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」8 団体、7.5%などであった。

具体的な活動内容としては、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」分野では「地域一般の方への認知症サポーター養成講座、介護予防事業への転倒予防教室、中高生対象の救急蘇生法講座の開催や子どもから高齢者を対象とした食生活改善の推進、障がい者の支援」などであった。「子どもの健全育成を図る活動」分野では「運動会、ピクニック、クリスマス会等の企画、人形げき公演」などであった。「学術、文化、芸術又はスポーツ振興を図る活動」分野では「伝承の地を巡る旅、民話まつりの実施。地域を歩き住民と交流しながら地域の暮らしを聞き取る」活動などであった。

活動状況については、NPO 法に規定されている 20 分野の内、「科学技術の振興を図る活動」を除いた 19 分野での活動が行われている。

●活動地域は主に市内・県内。約 8 割の団体が活動事務所あり。

活動している地域についてたずねたところ、「市内」30 団体、次いで「県内」14 団体、「市外」9 団体、「県外」1 団体、「海外」1 団体であった。

活動事務所についてたずねたところ、「ある」33 団体、84.6%、「ない」6 団体、15.4%であった。

●主な収入は「会費・寄付金」が多く、次いで「行政からの補助金・助成金」

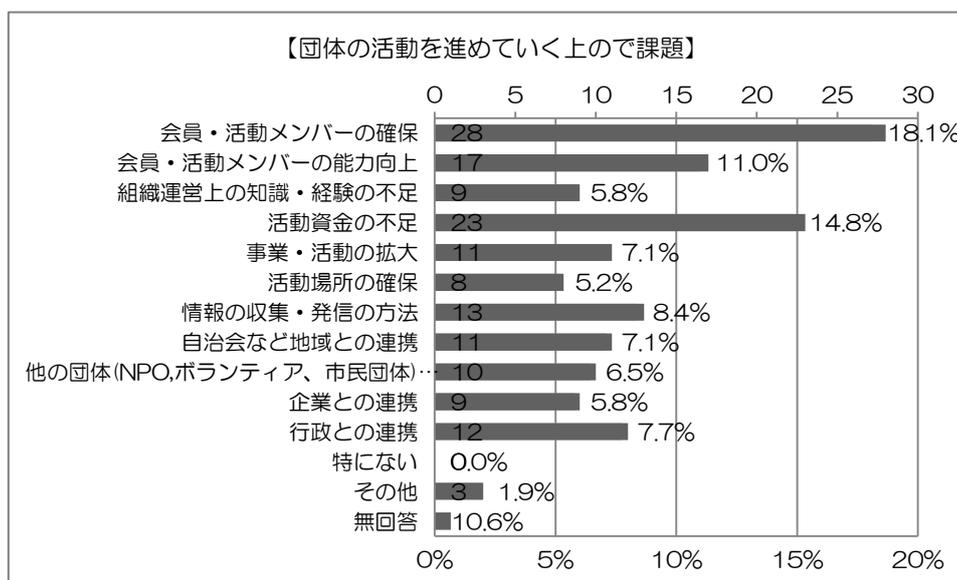
主な収入の内訳についてたずねたところ、「会費・寄付金」24 団体、29.3%が最も多く、次いで「行政からの補助金・助成金」23 団体、28.0%、「自主事業収入」16 団体、19.5%、「行政等からの業務委託費」11 団体、13.4%、「財団など民間からの助成金」4 団体、4.9%

であった。

団体の主な収入は「会費・寄付金」や「補助金・助成金」がメインであり、自主事業収入が低い傾向であった。団体が計画的に安定した活動を継続できるよう、活動資金に対する支援情報提供や学習会の開催が必要である。

- 団体の多くが人材や会員、活動資金の不足といった課題を抱えている。
- 団体活動状況の PR、市民に対する参加啓発事業の実施。指導者、リーダーの育成が必要。

団体の活動を進めていく上での課題をたずねたところ、「会員・活動メンバーの確保」が 28 団体、18.1%と最も多く、次いで「活動資金の不足」23 団体、14.8%、「会員・活動メンバーの能力向上」17 団体、11.0%、「情報の収集・発信の方法」13 団体、8.4%、などであった。



新規で活動してくれる人や活動に賛同して会費・寄付を増やすためには、団体の活動情報 PR とともに、市民に対しての参加啓発事業や指導者、リーダーの育成に積極的に取り組む必要がある。

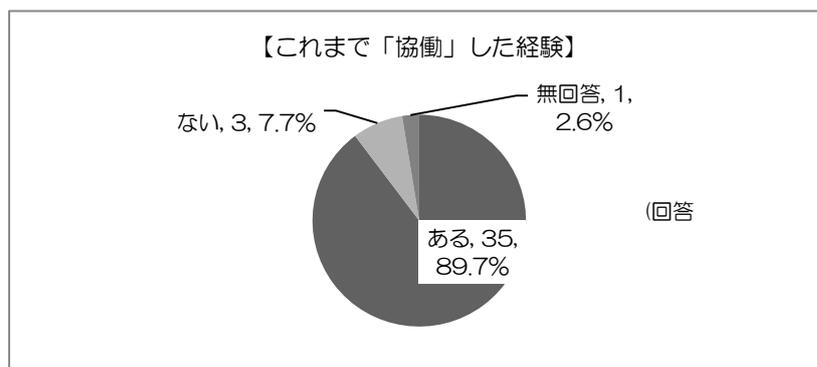
②「協働」について

- 「協働」という言葉は「ある程度知っている」「よく知っている」が7割以上

「協働」についての認知度をたずねたところ、「ある程度知っている」が 20 団体、51.3%と最も多く、次いで「よく知っている」10 団体、25.6%と併せると、全体 76.9%を占めた。一方、「言葉は聞いたことがある」4 団体、10.3%、「全く知らない」4 団体、10.3%であった。

●35 団体、89.7%の団体が「協働」の経験がある

これまでの団体活動するにあたって、他の団体(NPO、ボランティア、市民団体)や自治会、企業、教育機関(大学)、市役所などと協働したことがあるかとたずねたところ、「ある」35 団体、89.7%、「ない」3 団体、7.7%であった。

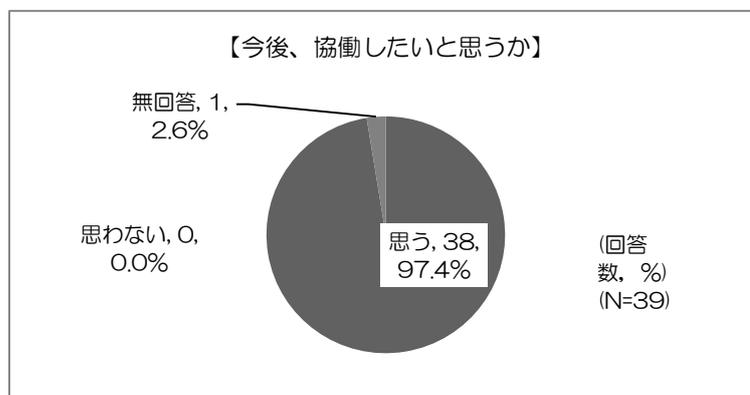


「協働」した具体的内容については、「福祉に関すること」が最も多く、社協との協働で「ぎのわん車イスマラソン大会」や自治会との協働で「転倒予防教室、ミニデイサービス」などであった。次いで多いのは「地域イベント・交流に関すること」として、「はごろも祭り・はごろもカップの開催」であった。その他にも「文化や歴史」、「教育や子育て」「地球環境や生活環境」に関する事業もあった。

協働事例では、「協働」する際の相手方のほとんどが自治会、NPO、大学、企業であった。今後は、これら団体同士がさらに「協働」しやすくするよう、それぞれ団体の情報交換や交流の場を設けることが必要である。

●97.4%の団体が今後も「協働」を希望。行政への提案事業制度や相談窓口の設置

今後の団体活動をするにあたって、他の団体(NPO、ボランティア、市民団体)や企業や教育機関(大学)、市役所などと協働してみたいかとたずねたところ、「思う」38 団体、全体の97.4%であった。



今後「協働」したい内容をたずねると、「教育や子育てに関すること」が最も多く、具体的には「教育機関との連携により、困っている子どもの問題を共に解決したい」「養育に問題を抱えた子育て中の家庭を支援する体制づくり」などであった。次に多いのが「地域活動や交流に関すること」で、「地域（字・区）単位の”宝探し”と情報収集・発信を行政、文化施設、学校、公民館などと連携して実施したい」などであった。「福祉に関すること」では「自立支援協議会の立ち上げや障がいのある人も共に暮らしやすい社会の実現」であった。

ほとんどの団体が今後の「協働」に意欲的であり、協働したい内容も市民ニーズの高い分野であった。今後、これら団体が積極的に取り組めるよう、行政への提案事業制度や調整・相談窓口が必要である。

●89.7%の団体が「協働のまちづくりは今後、充実していくことが望ましい」

●「協働」が必要な分野は「教育や子育て」「福祉」「地域活動・交流」が上位

「協働」によるまちづくりについてたずねたところ、「今後、充実していくことが望ましい」が35団体、89.7%と最も多かった。「協働」で取り組むことが必要(有効)な分野をたずねたところ、「教育や子育てに関すること」「福祉に関すること」、「地域活動や交流に関すること」が上位であった。

●市に期待することは「助成金」「地域課題の把握」「コーディネート機能強化」「拠点場所の整備」

「協働」のまちづくりに対して市に期待することについてたずねたところ、「まちづくりの活動に使える補助金や助成金を設ける」が22団体、21.4%と最も多く、次いで「市民のニーズや地域課題の把握」19団体、18.4%、「市民の力を活かすコーディネート機能の強化」13団体、12.6%、「市民や市民団体、NPO等が相談や活動の行える拠点場所を整備する」10団体、9.7%などであった。団体が自主的に活動できる助成金や、コーディネート機能の強化、拠点場所の整備については、今後「協働」のまちづくりを推進させるためにも必要である。

●地域の特徴や規模に見合った新たな地域の枠組みについて調査研究

「協働」によるまちづくりについてのご意見、アイデア等をたずねたところ、「新たな地域枠組みに関すること」の意見として、「今日の自治会の現状は、会員の多い自治会は7・8千名を要する自治会もあれば1500名ほどの小さな自治会もある。50年経過した今日これまで通りの考えで、各種事業を推進しようとしてもうまくいかないと思う。見直すべき。」や「ダウンサイジングするための価値観の変改、方法論を見出すことが不可欠」との意見があった。今後、地域の特徴や規模に見合った新たな地域の枠組みについて、調査・研究する必要がある。

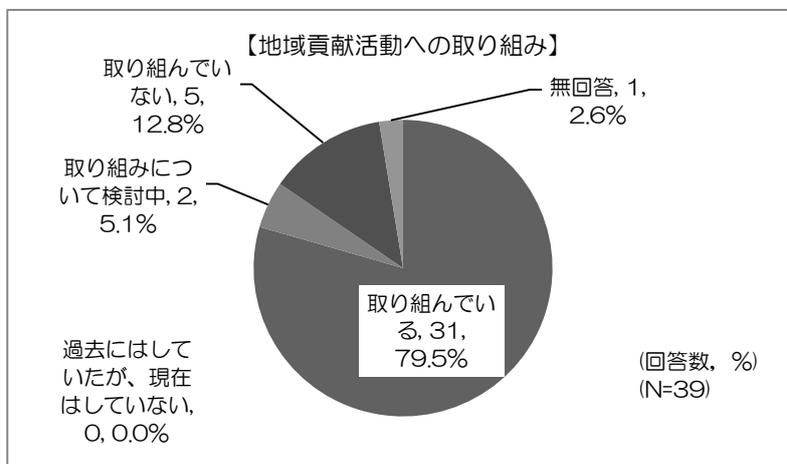
(5) 企業の現状と課題

アンケート対象	有効回答数	回収率
企業(事業所)	39 企業/100 企業	39.0%

① 企業(事業所)の地域貢献活動について

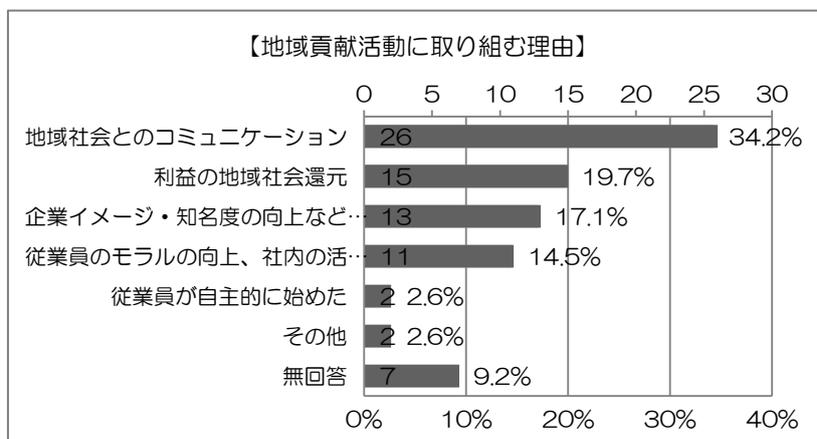
● 回答した企業(事業所)の79.5%が「地域貢献活動」に取り組んでいる。

企業(事業所)の地域貢献活動への取り組みについてたずねたところ、「取り組んでいる」31社、79.5%が最も多く、「取り組みについて検討中」2社、5.1%、「取り組んでいない」5社、12.8%であった。



● 地域貢献活動の理由は「地域社会とのコミュニケーション」「利益の地域社会還元」

地域貢献活動に取り組む理由についてたずねたところ、「地域社会とのコミュニケーション」26社、34.2%と最も高い。「利益の地域社会還元」15社、19.7%、「企業イメージ・知名度の向上など間接的なメリットがあるから」13社、17.1%、「従業員のモラルの向上、社内の活性化が期待できるから」11社、14.5%などであった。



●地域貢献活動は企業(事業所)の特性にあった活動を行っている。

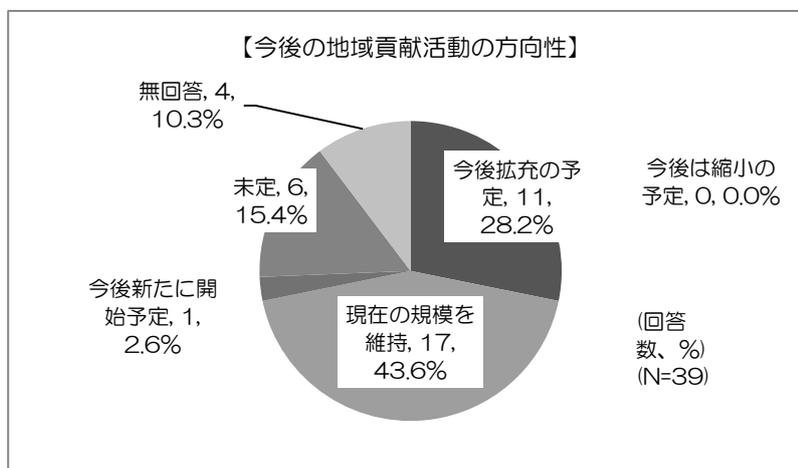
地域貢献活動の分野についてたずねたところ、「社会福祉・保健・医療」と「環境保護・保全」が15社、16.5%と最も多かった。次いで「文化・芸術・スポーツ」と「地域安全」が13社、14.3%、「学校教育・社会教育」11社、12.1%、などであった。「その他」と回答したなかには「雇用」と回答があった。

地域貢献活動の具体的内容については、「社会福祉・保健・医療」分野では「医療に関する地域講演会の開催、認知症勉強会。健康講話。運動教室。認知症サポーター養成講座。認知症と家族の会、転倒予防教室講師、血圧測定、健康相談。」などであった。これは、回答のあった企業(事業所)の内、医療・福祉の業種を活かした地域貢献活動であると読み取れる。「環境保護・保全」分野での「地域の河川の清掃(社員・車両の派遣)、社屋周辺道路等の草刈、美化活動」などは、企業(事業所)にとっては、清掃のような人手が必要でイベント的な要素を持つ活動の方が参加しやすいと思われる。「文化・芸術・スポーツ」分野では、「地域で活躍しているスポーツ大会への物品協賛、芸術分野への協賛金」として、物品や資金面での貢献が行われている。「学校教育・社会教育」の分野での、「中学生の職場体験学習や社会見学」は企業(事業所)の持っている特性を雇用や教育の面から活かした活動である。

●企業(事業所)の地域貢献活動を推進する環境整備に向けた調査・研究が必要

地域貢献活動を進める上での課題についてたずねたところ、「社内の推進体制の整備が難しい」が30.6%と高い。次いで「従業員の参加が少ない」が16.3%、「コストがかかりすぎる」、「活動について相談できる行政等の窓口や連携できる団体が少ない」は8.2%であった。「その他」として回答したなかには、「従業員が活動で抜けた際の現場人員確保」が課題として挙げている。

今後の地域貢献活動の方向性をたずねたところ、「現在の規模を維持」が17社、43.6%、次いで「今後拡充の予定」11社、28.2%、「今後、新たに開始予定」1社、2.6%、「未定」は6社、15.4%であった。「今後は縮小の予定」0であった。



今後の地域貢献活動の方向性については「現状維持」若しくは「拡充の予定」とする企業(事業所)が多い一方、地域貢献活動を進める課題として「社内の推進体制の整備が難しい」や「従業員の参加が少ない」などが挙げられている。今後は、企業(事業所)の地域貢献活動を推進する環境についての調査・研究が必要である。

●企業の地域貢献活動に関する情報提供や意見交換の場のづくりの創出

これまで地域貢献活動をしてこなかった理由をたずねたところ、「忙しくて時間がない」が3社、「社会貢献を行うきっかけがつかめない」2社、「社会貢献に関する知識やノウハウがない」2社、「経済的な余裕がない」1社であった。

地域貢献活動を行う環境を作るための市役所の役割をたずねたところ、最も多かったのが「企業の地域貢献に関する情報提供」28社、29.5%、「企業と地域貢献活動を繋げるコーディネート機能」、「企業が地域貢献する際のルールや支援体制づくり」はそれぞれ24社、25.3%であった。

行政においては、多くの企業(事業所)が地域貢献活動に取り組めるよう、地域貢献活動に関する情報を一元的に管理するなどして、情報提供や意見交換の場をつくる必要がある。

②「協働」について

●全体の7割以上が「協働」の内容について知らない

「協働」の認知度についてたずねたところ、「全く知らない」が17社、43.6%と最も多く、次いで「言葉は聞いたことがある」12社、30.8%と併せると、全体の74.4%を占めた。一方、「良く知っている」4社、10.3%、「ある程度知っている」5社、12.8%で併せると全体の23.1%であった。

今後、「協働」によるまちづくりを進めていくためには、分かりやすい表現を用いて、概念や用語説明、事例紹介などの周知・啓発が必要である。

●20社、51.3%の企業(事業所)が「協働したい」

企業の持つ知識や経験を活かして「協働」したいかたずねたところ、「協働したい」20社、51.3%、「無回答」10社、25.6%、「協働したくない」5社、12.8%、「現在、協働している」4社、10.3%であった。

今後「協働」したい具体的内容をたずねると、「地球環境や生活環境に関すること」として、「清掃ボランティア」や「地域資源を活かしたまちづくり。例えば大山の水田や湧水の保全と活用」などであった。そのほかには「各企業、各自治体、各団体が実際に取り組んでいる活動内容や情報を知りたい」や「案内が来れば賛同できるものは協働していきたい」もあった。

●「協働」によるまちづくりは、「今後、充実していくことが望ましい」が20社、51.3%

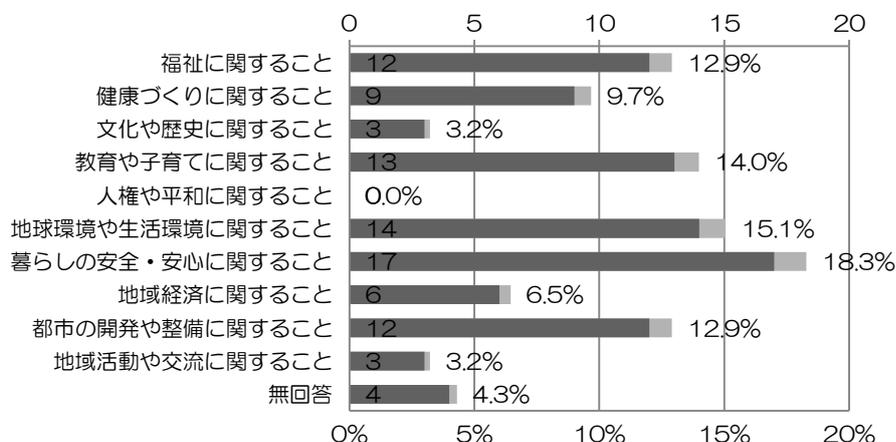
「協働」によるまちづくりについてたずねたところ、「今後、充実していくことが望ましい」が20社、51.3%と最も多かった。次いで「協働の意味や効果、範囲がわかりにくので何とも言えない」10社、25.6%「協働は必要だが、まちづくりは行政主導で進めることが望ましい」3社、7.7%、「協働は特に必要とは思わない」2社、5.1%であった。

「市民アンケート」や「自治会アンケート」の結果と同様に、「協働」によるまちづくりについては肯定するものの、それ以前に、協働の意味や効果、範囲がわからないので判断できないと読み取ることができる。今後、「協働」によるまちづくりを進めるためには、「協働」の意味や必要性を理解する企業(事業所)向け学習会の実施や広報などを用いた啓発活動が必要である。

●「協働」が必要な分野は「暮らしの安全・安心」「地球環境・生活環境」「教育や子育て」が上位

「協働」で取り組むことが必要(有効)な分野についてたずねたところ、「暮らしの安全・安心に関すること」17社、18.3%、次いで「地球環境や生活環境に関すること」14社、15.1%、「教育や子育てに関すること」13社、14.0%、「都市の開発や整備に関すること」、「福祉に関すること」が12社、12.9%などであった。

【協働で取り組むことが必要(有効)な分野】



具体的内容については、「暮らしの安全・安心に関すること」では「深夜パトロール」であった。「地球環境や生活環境に関すること」では「キレイなまちづくりのために清掃活動」であった。

●市に期待することは「地域課題の把握」「まちづくり活動に参加するきっかけづくり」「市の施策やまちづくりに市民が参画しやすい仕組みづくり」

「協働」のまちづくりに対して市に期待することについてたずねたところ、「市民のニーズや地域課題の把握」18社、19.6%、「まちづくり活動に参加するきっかけづくり」と「市

の施策やまちづくりに市民が参画しやすい仕組みをつくる」がそれぞれ 16 社、17.4%、「まちづくりの活動に使える補助金や助成金を設ける」14 社、15.2%などであった。

(6)市職員の現状と課題

アンケート対象	有効回答数	回収率
市職員	364 人/414 人	87.9%

①宜野湾市への「愛着」など

●最も多いのは「生まれ育った・住み慣れた愛着」、次いで「立地環境が良い点」

宜野湾市への「愛着」などをたずねたところ、「非常に感じる」19.0%、「ある程度感じる」60.2%を併せると全体の約 8 割であった。一方、「あまり感じない」12.9%、「ほとんど感じない」1.4%とする割合は全体の約 14.3%であった。

具体的にどのようなところに「愛着」や「誇り」、「良い点」や「好きなところ」については、「生まれ育った・住み慣れた愛着」が最も多く、次いで「立地環境が良い点」、「人のやさしさ、つながり」、「今後のまちの発展性」の順であった。

「生まれ育った・住み慣れた愛着」としては、「宜野湾市で生まれ育ったので、近所の公園など深い思い出があり、愛着を感じる」、「長年住んできた住みなれた場所としての愛着」を挙げており、次いで「立地環境が良い点」では「住環境の良さや歴史など。普天間の街並みや雰囲気。西海岸の風景、大山田いも、湧水のある景色」などが挙がっていた。「人のやさしさ、つながり」では、「自治会活動等、地元・地域の住民同士のつながりが強いところ」や、「元々の宜野湾市民は温かい方が多く、県外や他市町村からの転入者にも優しい」もあった。「今後のまちの発展性」では「今後は西海岸地域の発展、西普天間跡地利活用で将来が楽しみな都市になる」、「世間では人口減少が問題になっているが、当市は増加傾向にあり、また分校ができるなど子どもも増加していることを誇りに思う。」などであった。

②地域活動について

●時間や都合がつかない職員が参加しやすいような環境づくりや参加意識の啓発が必要

「地域活動」への参加状況をたずねたところ、「参加したことがある」44.0%、「参加したことはないが、時間や都合がつけば参加してみたい」47.8%を併せると、全体の 9 割以上を占めた。また、「地域活動」への参加状況を年代別で見ると「20 歳代」「30 歳代」では、「参加したことがある」よりも「参加したことはないが、時間や都合がつけば参加してみたい」の方が多い結果であった。

参加した地域活動の具体的内容をたずねたところ、最も多いのが「道路や公園などの地域の清掃活動」であった。次いで、「地域の伝統行事や祭り、エイサーなどの行事」、「子どもの見守り・夜間の見回り防犯活動」「地域スポーツ活動」の順であった。

市の職員として地域活動に関わることは、地域をよく知ることと併せて、地域との信頼関係の構築にもつながるので、積極的な参加が求められる。今後、時間や都合がつかなくて参加を見合わせている職員が参加しやすいような環境づくりや参加意識の啓発が必要である。

③「協働」について

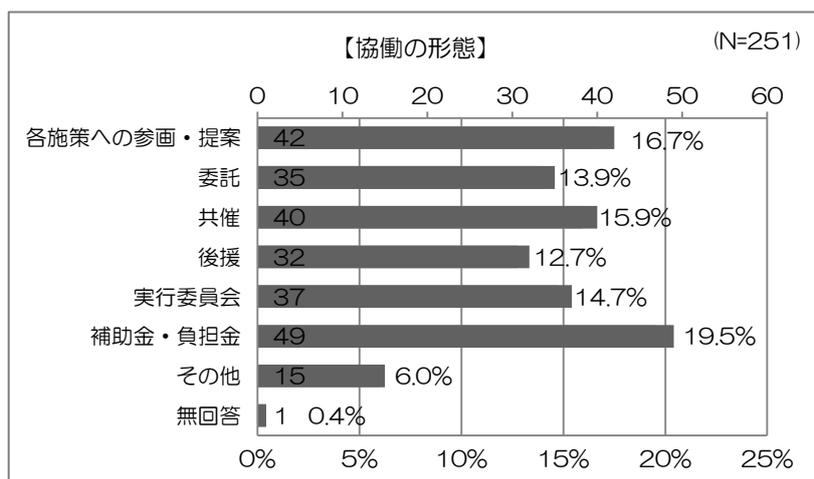
●全体の約7割が「協働」について知っている。「協働」した経験があるのは4割強

「協働」という言葉についての認知度をたずねたところ、「ある程度知っている」が61.5%と最も多く、「よく知っている」10.4%と併せると、全体の約7割を占めた。一方、「言葉は聞いたことがある」25.5%、「全く知らない」1.6%であった。

これまでの業務の中で「協働」した経験がありますかとたずねたところ、「ない」48.6%、「ある」33.5%、「わからない」17.0%であった。

●多様な分野で協働事業が実施。これら協働事業に対する評価と事例の周知が必要

これまでの業務の中での「協働」の形態についてたずねたところ、「補助金・負担金」49事例、19.5%と最も多く、次いで「各施策への参画・提案」42事例、16.7%、「共催」40事例、15.9%、「実行委員会」37事例、14.7%、「委託」35事例、13.9%であった。



「協働」した具体的内容については、「補助金・負担金」では「NPO 法人コンベンションシティ会の活動費補助」、「地域づくり助成基金を活用して、自主的に地域で活動したい団体に事業助成を行っている」などであった。「各施策への参画・提案」では「市民提案制度を活用してもらい、市民からの事業提案を採択、実施した。」、「計画策定に係る市民公

募、パブリックコメント」などであった。「共催」では「NPO と市で講座の開催」、「西海岸地区津波避難訓練の開催」「チャリティーショーの開催等」などであった。「実行委員会」では、「沖縄マラソン」、「中部トリムマラソン大会」が挙げられた。「後援」では、「NPO 法人、商工会のイベントの後援」、「協議会、シンポジウムや大会への後援」であった。「委託」では「宜野湾ベイサイド情報センターの指定管理委託」、「介護予防事業及び高齢者相談体制への提案と委託」「シルバー人材センターへの市報配布委託」などであった。その他に「教育委員会で琉球大学と協働して学力向上に向けて取り組んでいる」などもあった。

多様な分野においては、協働の形態の事業が実施されている。今後はこれら事例の協働内容や効果を分析・評価するとともに、協働の事例として広く周知・公表することによって、新たな協働事業の創出へと繋げていきたい。

●協働理由は「効率的、効果的な事業実施」が最も多い。その他の理由では「専門的知識の深さ」、「公共施設への愛着」など

「協働」した理由についてたずねたところ、「効率的、効果的に事業が実施できる」27.2%と最も多く、次いで「よりの確に市民ニーズに答えることができる」24.6%、「市民の意識啓発となる」22.8%などであった。「その他」と回答したなかには「ノウハウがある、専門的知識が深い」「自治会・区民同士、また区民と役所との絆を深める、郷土を知る」「公共施設に愛着を持ってもらえる」などもあった。

●協働の課題は、「関係性の構築」「適正な人材」「協働情報の理解不足」など

「協働」した際の課題についてたずねたところ、「関係性の構築」が最も多く、次いで、「適正な人材がいない」、「協働に関する情報・理解不足」、「協働の仕組み・制度ができていない」「事務量の増大」などの順であった。

「協働」しなかった理由についてたずねたところ、「協働に相応しい事業がなかった」41.8%と最も多く、次いで「協働に関する情報が不足していた」14.9%、「協働に対する理解が不足していた」14.2%、「協働の仕組み・制度(ルール)ができていなかった」12.3%などであった。

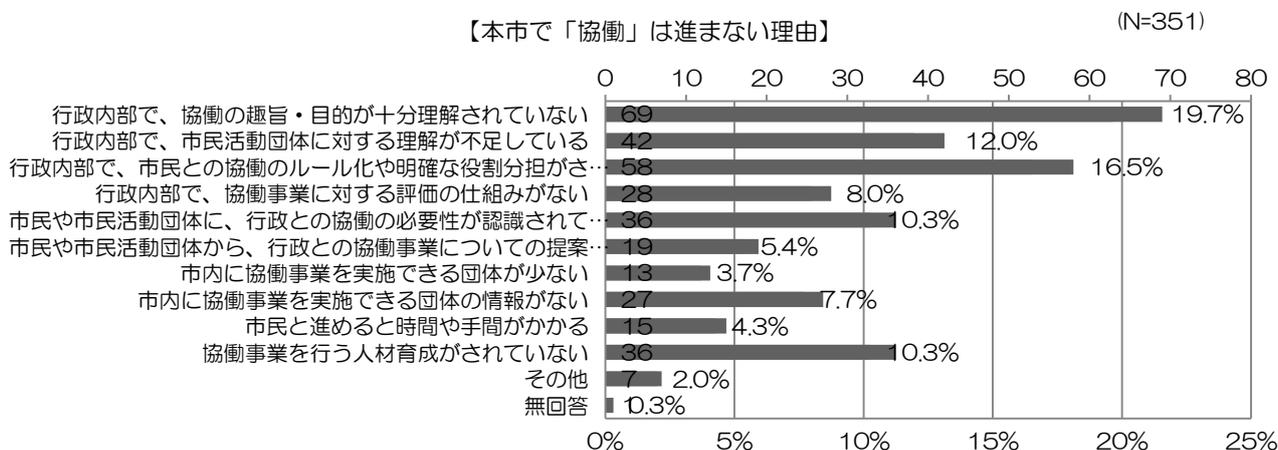
今後、「協働」によるまちづくりを進めるにあたっては、行政と協働の相手方とを橋渡しする協働コーディネーターの育成が必要である。また、職員が協働を進めるために必要な情報を載せた「手引き書」の作成が必要である。

●市の「協働」が進んでいるか「よくわからない」が66.8%

市で「協働」が進んでいるかたずねたところ、「よくわからない」が66.8%と最も多く、次いで「進んでいるとは思わない」25.5%であった。一方で「進んでいると思う」は5.8%であった。

「協働」が進まない理由については、「行政内部で、協働の趣旨・目的が十分理解されて

いない」が19.7%と最も多く、次いで「行政内部で、市民との協働ルール化や明確な役割分担がされていない」16.5%、「行政内部で、市民活動団体に対する理解が不足している」12.0%などであった。



市の内部で「協働」の趣旨や目的、ルールが確立されていないことから、「協働」が進展しているかについて判断できないと読み取れる。今後、「協働」の意味と必要性を理解する学習会の実施や事例紹介などによって職員の啓発が必要である。

●約9割の職員が「協働」は必要。理由は「市では対応が難しい地域課題に対応するため。」

市で「協働」を進めることが必要かたずねたところ、「必要だと思う」が48.4%と最も多く、次いで「どちらかといえば必要だと思う」40.7%、一方で「どちらかといえば必要だと思わない」は0.8%、「必要だと思わない」は0であった。

「協働」が必要だと思う理由については、「市では対応が難しい地域課題に対応するため」が21.8%、次いで「よりの確に市民のニーズに応えるため」17.7%、「市民の自治意識向上のため」は17.5%、などであった。

●「プロセスに時間と手間がかかる」「協働パートナーがない」「事業責任の所在が不明」

本市で「協働」が必要だと思わない理由をたずねたところ、回答総数が3件と少数ではあるが、「協働のプロセスに時間や手間がかかる」、「事業実施能力などの面において信頼できるパートナー(市民活動団体等)がない」、「事業の実施責任の所在が不明確だから」がそれぞれ1回答ずつあった。

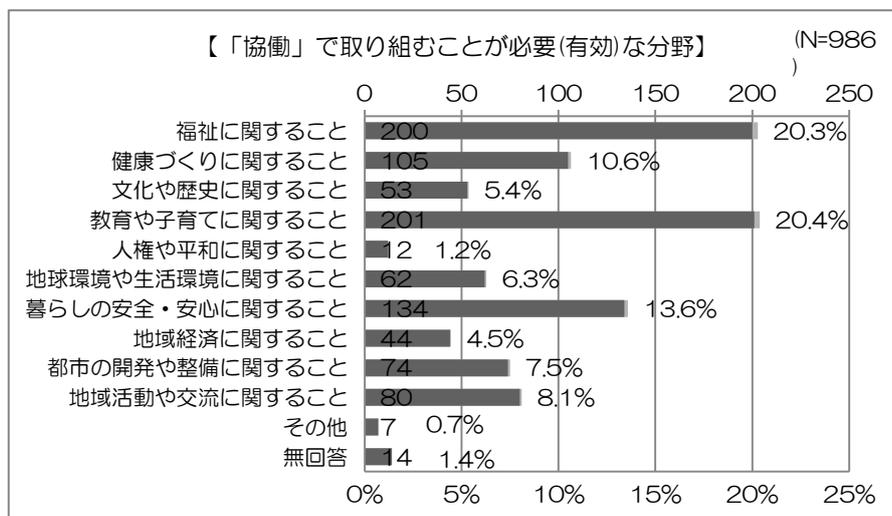
●お互いの情報交換交流・歩み寄り・理解が必要

「協働」によるまちづくりを進めていくために期待することをたずねたところ、「市の組

織・仕組みに関する理解の促進」17.2%、「自立性の向上」16.6%、「団体に関する情報や活動内容の情報開示」15.8%などであった。「その他」と回答したなかには「自分たちのまちを良くしていこうという意識の高揚」や「お互いの交流、歩み寄り、理解」との意見もあった。

●「協働」が必要な分野は「教育や子育て」「福祉」「暮らしの安全・安心」が上位

「協働」で取り組むことが必要(有効)な分野についてたずねたところ、「教育や子育てに関すること」20.4%、次いで「福祉に関すること」20.3%、「暮らしの安全・安心に関すること」が13.6%、などとなっている。



具体的内容については、「教育や子育てに関すること」では「子どもの貧困に関する分野においては、公助だけでは目が行き届かない。地域に埋もれたところに共助としての関わりが必要。」や「保育園に入所できずに「待機児童」の問題では、子育てを終えた市民の方やNPO団体など地域の人たちと協力すれば、問題が少しでも解決するのでは」などであった。「福祉に関すること」では「生活困窮世帯への地域でのフォロー」や「地域の方々の見守り、困っている方々のサポート」などであった。「暮らしの安全・安心に関すること」では、「防災に関して、暮らしの安全安心に関して市民が自治体任せの意識でなく自治体と協力しながら自立した対応を進めていくことが必要」などであった。

「その他」と回答したなかには「大学があるのでこれらの大学と連携」を挙げる意見もあった。

●「協働」に対する職員の意識改革

「協働」によるまちづくりについてのご意見、アイデア等についてご意見をたずねたところ、「協働」に対する職員の意識改革が最も多く、次いで「情報発信・意見交換の場づくり」、「協働の仕組み・制度の構築」などであった。

第3章 協働推進のための施策指針

1. 施策の推進にあたって

協働を推進するために、行政の施策指針として4つの施策指針を示します。

(1) 市民参加の促進

(2) 協働の主体の育成・支援

(3) 協働による取り組みをしやすいするための環境整備

(4) 本指針・施策の評価・見直し

なお、自治会、市民団体、企業、教育機関などそれぞれの立場からの施策も必要としており、それら施策については関係者との協議を踏まえて、策定していくものとします。

2. 取り組むべき4つの指針と施策

(1) 市民参加の促進

協働によるまちづくりに向けた第一歩は、市民がボランティアや地域活動、行政が行う事業や活動などへ「参加」することによって、地域や社会との関わりを持つことから始まります。

よって、市民の「参加」を促進する施策に取り組みます。

① 協働情報の発信・周知

より多くの市民が協働の取り組みについて知り、関心を持ち、積極的に参加できるよう、広報誌やホームページ等を使用して協働情報の提供などを行い、市民の参加意識を高めます。

【具体的施策】

- ア. 協働情報の市報やホームページへの掲載
- イ. 協働情報紙の発行



② 地域で参加しやすい取り組みの企画・実施

地域における活動に市民が気軽に参加できるような取り組みとともに、地域の活動をより分かりやすく伝え、地域活動の楽しさややりがいなどの伝わるような情報発信を行います。

【具体的施策】

- ア. 誰もが参加しやすい地域講座などの企画・開催
- イ. 自治会活動等の地域情報をより楽しく、分かりやすい情報発信の研究・実施
- ウ. これまで参加しなかった人(転入者や団塊の世代)を地域に引き込むイベントの企画・開催



③市政参加の促進

市民が市政に参加する機会を設け、知識や経験を活かすことができるよう、市民参加の機会の充実に向けて取り組みを進めます。

【具体的施策】

- ア. 市民意見公募手続(パブリックコメント)の推進
- イ. 附属機関等の市民公募枠の拡充・推進
- ウ. まちづくり出前講座や地域懇談会の実施



※2 市民意見公募手続(パブリックコメント)

市の基本的な政策等の策定等に際し、当該政策等の案を公表し、広く市民等から政策等に対する意見及び情報を求め、提出された意見等を考慮して当該政策等に係る意思決定を行うとともに、当該意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

※3 附属機関

附属機関とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例に基づき設置された長の附属機関で、行政が、保健福祉や環境をはじめ、いろいろな問題を検討したり、政策を実施したりする場合等に、必要に応じて附属機関(大学教授などの民間の有識者や、自治会、NPO等により活動をしている方、その他の様々な方から構成される機関です。「審議会」、「諮問機関」などとも呼ばれます。

(2)協働の主体の育成・支援

協働によるまちづくりを進めるために、協働の主体(自治会、市民団体、企業、教育機関、行政)に対する情報、人材・団体、資金等の支援・育成に取り組めます。

①協働の主体の活動情報の一元集約・情報窓口の設置

自治会や市民団体の活動、企業などの社会貢献活動に関する情報を集約し、情報窓口を設置して情報提供等を行います。

【具体的施策】

- ア. 活動情報の一元集約・情報窓口の設置
- イ. 企業の社会貢献活動等の推進に関する調査・研究

まちの活動情報ステーション



②人材育成と団体活動の支援

組織のリーダーや組織間を繋ぐコーディネーターの育成を図るため、地域や行政職員を対象とした人材育成の講座や研修会を開催します。また団体活動の支援として、

運営や管理に関する支援講座や中間支援組織の育成について取り組みます。

【具体的施策】

- ア. 協働や地域づくりを学ぶ研修会の開催、地域コーディネーター育成講座の開催
- イ. 協働の人材バンク^{※4}の設立
- ウ. 団体活動の運営スキル講座の開催
- エ. 中間支援組織^{※5}の研究・育成



人材・団体育成

③資金的な支援制度の整備

協働の主体が積極的に協働に取り組めるように事業助成金支援を推進します。

【具体的施策】

- ア. 協働の取り組みに対する助成金の検討・整備
- イ. 各種助成金情報の提供
- ウ. 寄付や税制優遇制度に関する情報提供や意識啓発



資金支援制度

④協働推進の拠点・枠組み構築の検討

多種多様な市民等が学習、交流などの場となるような地域活動の拠点施設や、これからの地域課題に対応することのできる新たな地域枠組みについて検討します。

【具体的施策】

- ア. 地域における活動の拠点(場づくり)
- イ. 地域づくりの新たな枠組みの調査・検討



活動の拠点づくり

※4 協働の人材バンク

市民個人の皆さんが持つ市民力(知識や経験、技能など)を集約し、まちづくりに寄与することを目的に人材バンクを設立し、バンク登録された市民は、市が設ける付属機関等(まちづくりや教育、福祉、都市計画などの審議会や審査会など)の委員や市が行うさまざまなイベント、催し物などの企画や運営等の際に人材紹介・活用することのできるシステム。

※5 中間支援組織

中間支援組織とは、協働を推進する上で、市民と市民、市民と行政、行政と企業などの間に立って、そのパイプ役として中立的な立場で、それぞれの活動を支援する組織です。組織が持つ、ノウハウやネットワーク、情報などを活用した中間支援業務を行う組織として、その機能と役割が期待されます。

(3) 協働による取り組みをしやすいための環境整備

協働の主体が、地域の課題や困っていることなどを協働して解決しやすい環境を整えます。

①課題を共有する場づくり

地域の課題や困っていることなどについて、みんなで共通認識を持つことのできる場を作ります。

【具体的施策】

- ア. 自治会や地域単位での話し合いの場づくり
- イ. 市民団体、企業、教育機関、行政などの
マッチング・交流会の開催



話し合いの場

②課題解決のための協議の仕組みづくり

設定された課題をどのように解決するかについて、協働で行う目的、役割、協働の形態や成果などについて、対等な立場で話し合うための仕組みを整えます。

【具体的施策】

- ア. 協働の手引き・協働 Q&A の作成・普及
- イ. 市役所内での協働推進員制度^{※6}の構築
- ウ. 市民提案型協働事業^{※7}の制度化の検討



解決に向けた協議の場

③協働による取り組みの進捗確認の仕組みづくり

協働による取り組みが、協働の原則を順守しながら、着実に進んでいることが確認できる仕組みを作ります。

【具体的施策】

- ア. 協働による取り組みの進捗チェックシートの作成



進捗チェック

④協働による取り組みの振り返り・評価の仕組みづくり

協働による取り組みの振り返り・評価の仕組みを作ります。

【具体的施策】

- ア. 協働による取り組みの評価制度の構築
- イ. 協働事例集の作成



評価と事例
の蓄積

※6 協働推進員制度

協働推進員制度とは、協働作業を積極的に推進する協働推進員を各職場に配置し、市民からの協働の提案等を積極的に受けたり、職員の協働についての理解を深める役割を担ってもらいます。

※7 市民提案型協働事業

協働の主体が、自ら設定した地域の課題などについて行政との協働により課題の解決を図るものです。協働の主体から事業の企画提案を公募し、行政との意見交換や審査会等での選考を経て、行政と協働で事業を実施します。

(4) 本指針・施策の評価・見直し

本基本指針を着実に進めるためには、指針の基本的な成果や課題、進捗状況等に対して、評価を行い、その結果についても公表することが必要です。また、社会情勢の変化により、地域課題や市民協働の取り巻く社会環境も変化していくため、基本指針の内容についても、地域や社会に見合った内容に見直すことも必要です。

① 基本指針・施策の進捗評価と見直し

【具体的施策】

- ア. 基本指針・施策の進捗に対する評価、公表
- イ. 基本指針・施策の見直し



進捗評価・公表



参 考 資 料

宜野湾市市民協働推進協議会委員名簿	4 2
宜野湾市市民協働推進基本指針審議經過	4 3
宜野湾市市民協働推進協議会設置要綱	4 4

■ 宜野湾市市民協働推進協議会委員名簿

		氏名	所 属		分類
1	委員長	イワタ ナオコ 岩田 直子	沖縄国際大学 人間福祉学科	教授	学識経験者
2	副委員長	ミヤギ セイイチ 宮城 政一	宜野湾市ボランティア運営委員会	委員長	市民団体等の関係者
3	委員	イナガキ サトル 稲垣 暁	沖縄国際大学 経済環境研究所	特別研究員	学識経験者
4	委員	シンジョウ キヨコ 新城 清子	宜野湾市自治会会長	副会長	市民団体等の関係者
5	委員	マエダ ユウク 前田 有得	パソコンスクールNPOゆいまーる	理事長	市民団体等の関係者
6	委員	ミヤジ ケイチ 宮道 喜一	NPO法人まちなか研究所わくわく	事務局長	市民団体等の関係者
7	委員	シマブク ミツコ 島袋 盛子	宜野湾市商工会	女性部長	市民団体等の関係者
8	委員	ミヤギ ミユキ 宮城 美由	宜野湾市社会福祉協議会	地域福祉推進係長	市民団体等の関係者
9	委員	ナカト イワロウ 中本 岩郎	市民公募		市民
10	委員	クニヨシ タカヒロ 国吉 孝博	宜野湾市役所	企画部次長	市職員

■ 宜野湾市市民協働推進基本指針審議経過

協議会	日時	内容
第1回協議会	平成26年 7月4日(金)	辞令交付、趣旨説明等
第2回協議会	7月14日(月)	宜野湾市の市民協働によるまちづくりを描く —その始まりにあたって— 講演：高崎経済大学 教授 櫻井 常矢 氏
第3回協議会	7月31日(木)	協働指針に盛り込みたいこと・目指すまちの姿
第4回協議会	8月14日(木)	目指すまちの姿・各自治体の指針比較・協働の定義など
第5回協議会	9月29日(月)	協働アンケート項目の設定
第6回協議会	12月16日(火)	協働アンケート結果の把握・分析
第7回協議会	平成27年 1月20日(火)	指針の骨子案及び内容の検討
第8回協議会	2月16日(月)	施策の方針・具体的施策の検討
第9回協議会	3月4日(水)	基本指針の内容について
パブリックコメントの募集 3月23日～4月17日		
第1回協議会	4月27日(月)	基本指針の取りまとめ

※4月27日(月)開催の協議会は次年度に繰り越したため、第1回協議会となっております。

宜野湾市市民協働推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 本要綱は、宜野湾市市民協働推進協議会(以下「協議会」という。)を設置するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、審議、調査する。

- (1) 市民協働の基本指針に関する事項
- (2) 市民協働の推進施策に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体等の関係者
- (3) 市民
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開催することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画部市民協働推進課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

【参考資料】

1. 佐賀市「参加と協働を進める指針」(改訂版)平成 26 年 4 月 1 日
2. 群馬県「NPO と行政との協働に関する指針」平成 20 年 2 月
3. 奈良県「奈良県協働推進指針」平成 22 年 3 月

宜野湾市民協働推進基本指針

平成 27 年 6 月

担当課：宜野湾市企画部市民協働推進課市民協働係

〒901-2204

沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1

TEL 098-893-4411(内線 403・422)